

令和2事務年度¹ 証券モニタリング基本方針

はじめに

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長への貢献を果たすことである。

こうした中、証券モニタリング²の役割は、金融商品取引業者等が市場における仲介者として、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した適切な業務運営を行うよう促すとともに、迅速かつ深度ある実態解明を行うことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

証券監視委では、本年1月に公表した第10期中期活動方針において、リスクベース・アプローチに基づく効果的・効率的な証券モニタリングを掲げる中、「金融行政のこれまでの実践と今後の方針」³（以下「実践と方針」という。）等を念頭に置きつつ、金融庁関連部局と連携して、オン・オフ一体の証券モニタリングに取り組んでいる。

こうした中、検査・監督の着眼点や留意点の共通化や明確化を図り、オン・オフ一体の証券モニタリングを一層推進していく観点から、証券監視委では、本年6月に「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）を策定・公表⁴し、証券監視委の方針だけではなく、金融庁が公表する監督指針、プリンシプルや分野ごとのディスカッション・ペーパー等の考え方・進め方も踏まえながら、証券モニタリングに取り組んでいくことを表明したところである。

今般、令和2事務年度における、金融商品取引業者等に対するモニタリングの基本的な取組方針及び主な検証事項を、「証券モニタリング基本方針」として取りまとめた。

1. 証券モニタリングの取組方針

(1) 金融商品取引業者等を巡る環境

¹ 令和2事務年度は令和2年7月から令和3年6月までを指す。

² 本方針において証券モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの双方を包含している。また、オンサイト・モニタリングはオンサイトによる検査を指し、オフサイト・モニタリングは、オンサイトによる検査以外で証券監視委や各財務局等が金融商品取引業者等に対して行う報告徴取、ヒアリング、関係先等との意見交換を通じた情報収集等を幅広く行うことを指す。

³ 「金融レポート」と「金融行政方針」を統合し平成30事務年度から公表

⁴ その一環として、「金融商品取引業者等検査マニュアル」（いわゆる証券検査マニュアル）等を廃止した。

世界経済は、今年年初まで緩やかに回復し続け、国内の株式市場では、株価は昨年後半に上昇したが、売買高は減少し、金利は歴史的な低水準を継続した。こうした状況の下、金融商品取引業者等においては、取引手数料を巡る競争の激化もあり、従来型の売買手数料収入に依存したビジネスモデルでは収益の確保が困難となってきた。

また、デジタルイゼーションは着実に進展し、証券業界では、HFT の取引量の伸長や、制度改正により新たに暗号資産デリバティブが規制の対象となるほか、電子記録移転権利に係る規制が整備される等、これらの内部管理態勢構築の重要性も高まっている。

このほか、サイバー攻撃については、来年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、強固なサイバーセキュリティが引き続き必要となっている。

さらに、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策（以下「AML/CFT」という。）についても、FATF 第4次対日相互審査を踏まえつつ、対応の高度化を進めていく必要がある。

一方、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行により、我が国を含む金融・資本市場は不安定化しており、今後とも、新型コロナウイルス感染症が経済や市場に与える影響を十分注視していく必要がある。

（2）証券モニタリングの基本的な進め方

証券モニタリングの対象業者数は、延べ約7,500者となっており、その規模、業務内容や取扱金融商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令遵守、投資者保護の態勢が十分でない業者も存在している。このため、証券モニタリングにおいては、限られた人員等の下で、「基本的な考え方」を踏まえながら、金融商品取引業者等のリスク特性に応じた効果的・効率的なモニタリングに努め、リスクの所在を早期に把握することが重要となっている。

証券監視委では、金融商品取引業者等証券モニタリングの対象業者全体について、金融庁関連部局等と連携して、業態、規模だけではなく、ビジネスモデル等を含めた多角的な観点でリスクアセスメントを行い、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定するオン・オフ一体の取組を継続していく。

オンサイト・モニタリングにおいては、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を把握し、問題が発生した原因を究明することにより、実効性のある再発防止策の策定につながるよう取り組んでいく。さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、検査終了通知書等に「留意すべき事項」として記載して、証券監視委の問題意識をモニタリング先と共有し、実効性ある内部

管理態勢の構築等を促していくこととする。

(3) 昨事務年度の取組

昨事務年度は、証券会社については、ビジネスモデルの動向やバックオフィス業務の海外委託の進捗状況等に重点を置いて情報を収集し、各社のリスクを把握した上で積極的にオンサイト・モニタリングを実施した。その結果、一部の証券会社において、顧客に対する損失補てんなど悪質な法令違反行為が認められたほか、高齢者顧客の投資意向を軽視した勧誘、営業員主導の手数料獲得を目的とした取引、投資信託の売り止め等営業姿勢や顧客対応に問題がある事例が複数認められた。また、AML/CFT について、国際的な関心の高まりを踏まえ、重点的に検証を行った。

投資運用業者については、利益相反管理等の観点から、企業グループに属する投資運用業者や主として運用を外部に委託している投資運用業者、私募リート運用業者について、オンサイト・モニタリングを実施した。その結果、投資信託の計理業務の委託契約の解約に際し、委託先から、委託先のグループ会社がカストディアンである投資信託（当社が運用）におけるカストディフィーの値上げを解約条件として提示され、その合理性について何ら確認することなく受け入れた結果、当該業務委託契約に全く責任関係のない顧客（投資信託の受益者）の財産において費用負担が増加するという、顧客のために忠実に投資運用業を行っていない状況が認められた。

第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者については、多数の対象業者の中から、取扱商品のリスク分析や外部から寄せられた情報等の分析により高リスクの業者を抽出し、オンサイト・モニタリングを実施した。この結果、投資助言・代理業者については、第三者への名義貸しを行っていた事例、業者の比較サイトに実際には広告業務委託先が作成したにも関わらず第三者から投稿されたかのように装い虚偽の助言実績を掲載していた事例、顧客取引を利用して顧客以外の者の第三者の利益を図る目的で正当な根拠を有しない助言を行っていた事例等、複数の不適切な事例が認められた。

また、信用格付業者に対しても、オンサイト・モニタリングを実施した。

さらに、無登録で第二種金融商品取引業を行い、一般投資家に多額の被害を与えていた事案等複数の事案について、裁判所への禁止命令等の発出を求める申立てを行った。

(4) 今事務年度の取組方針

近年、多くの金融商品取引業者等においては、従来型の売買手数料収入に依存したビジネスモデルでは収益の確保が難しくなっている中、営業手法として

預かり資産拡大による安定的な収益構造へ変革を図っている一方、海外の金融商品や高収益のファンドの取扱いなど、取扱商品を拡大する動きがみられている。

また、新型コロナウイルス感染症が金融商品取引業者等の経営環境や業務運営に与える影響等も十分注視していく必要がある。

こうした中で、今事務年度は、上記の動きに着目したリスクアセスメントを行い、以下のような更に詳細な実態を把握する必要がある場合等を中心に、引き続き積極的にオンサイト・モニタリングを実施して、深度ある検証を行っていく。

- ① 個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況
- ② リスクの所在が不明確な金融商品を取り扱い、その勧誘実態等の検証が必要な状況
- ③ オフサイト・モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握できない状況（検査未実施期間が長期化している場合を含む）
- ④ 分別管理が適切に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸念される状況

また、無登録で金融商品取引業を行っている業者については、情報を積極的に収集・分析して調査を行い、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てを行うなど、関係機関等と一層緊密に連携しながら、投資者被害の拡大防止に向けた取組を積極的に進めていく。

2. 業態横断的なテーマ別モニタリング事項

業態横断的なテーマ別モニタリング事項としては、以下の項目について、「実践と方針」等を念頭に置きつつ、テーマ毎に求められる適切な手法を通じて、金融庁関連部局と連携して検証等モニタリングを行う。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響下における顧客対応やビジネスモデルの変化
例えば、i. 価格変動が著しい投資資産を有する顧客への対応状況、ii. 投資者の不安に乗じた悪質な取引、iii. 従来型の対面営業に依存したビジネスモデルの持続可能性など、著しい環境変化による財務面を含む経営への影響、iv. 資金調達需要に対応する引受業務の適切性等の検証を行う。
- ② 適合性原則の明確化を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた顧客本位の業務運営の定着状況
例えば、過大な営業目標や現場のリソースを超えた多大な負担から生じ得る投資

家への不適切な営業の可能性を念頭に、必要な内部管理態勢の構築状況、更にはこうした問題の背後に潜む経営の意図・経営資源の不十分な配分等に着目していく。

- ③ サイバーセキュリティ対策の十分性やブロックチェーンを活用した証券ビジネスを含めたシステムリスク管理の対応状況
- ④ AML/CFTに係る内部管理態勢の定着状況
- ⑤ 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発防止策の取組状況

上記のほか、金融商品取引業者等を取り巻く環境の変化等に応じて機動的にその他のテーマ別の検証に取り組んでいく。

3. 規模・業態別の主な検証事項

昨事務年度のモニタリングの結果や新型コロナウイルス感染症の証券分野への影響を踏まえつつ、金融商品取引業者等の規模や業務内容等に応じて、個別の法令違反事項の発生や分別管理の状況等投資者保護上懸念がある先等に対して、以下の事項を中心に検証を行っていく。

(1) 大手証券会社グループ⁵

大手証券会社グループについては、引き続き、各グループを取り巻く経営環境を念頭に置きつつ、国内外の業務展開を支えるガバナンス・リスク管理態勢の整備状況に加え、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組、プリンシプルに則した実効性のあるコンプライアンス態勢確立への取組、顧客本位の業務運営の浸透・定着に向けた取組やAML/CFTへの取組状況等について、モニタリングを行う。

また、取組方針を踏まえた私募案件組成、投資事業のリスク、海外を含めたグループ全体のリスク管理等についてのモニタリングを行う。

3メガバンクグループの証券会社に対しては、上記に加え、銀証連携による顧客基盤の拡大を進めていることを踏まえた利益相反管理態勢等の対応状況についても検証を行う。

また、営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し、オンサイト・モニタリングを実施する。

(2) 外国証券会社

外国証券会社については、グループ戦略の一環としてのバックオフィス業務の海外委託の進展状況やビジネスモデルの構造的な変化に対応した内部管理

⁵ 大手証券会社グループ：グローバルに活動する国内証券会社

態勢の整備状況等の検証を行う。

また、低金利環境が長期間継続する中で、我が国金融機関等向けに販売する金融商品の動向や当該商品のリスクについて検証を行う。

(3) ネット系証券会社

ネット系証券会社については、インターネットを利用した取引が拡大する中、銀行や非金融グループとの提携関係によるシナジー効果等グループ全体の戦略や運営方針を念頭に置きつつ、取扱金融商品の増大や金融商品仲介業者を活用した対面営業への進出・拡大等に係る内部管理態勢の整備状況の検証を行う。

また、サイバーセキュリティを含むシステムリスク管理の実施状況も引き続き検証を行う。

(4) 準大手証券、地域証券会社等

準大手証券会社、地域証券会社等については、顧客の高齢化や相続による顧客資金の流出の進展、さらに新型コロナウイルス感染症の影響もあり経営環境が厳しい中、これまでの検査において、外国株式、高利回り金融商品等における不適切な勧誘行為等、投資者保護の観点から問題のある行為が複数の社で認められていることから、適合性原則への対応も含め、こうした点について引き続き厳正に検証を行う。

さらに、外国資本等の参加により主要株主や経営体制が変更された証券会社について、ビジネスモデルやガバナンスの観点から検証を行う。

(5) 外国為替証拠金取引業者

外国為替証拠金取引業者については、リスク情報の開示状況、ストレステストの実施と自己資本への反映状況等、決済リスク管理等の強化に係る内閣府令を踏まえた取組状況の検証を行う。

(6) 投資運用業者

投資運用業者については、顧客に対する忠実義務・善管注意義務を実現するため、引き続き、利益相反管理態勢や外部委託運用に対する運用管理態勢等について検証を行う。

また、適正な時価を把握する体制の整備状況等について検証を行う。代替資産への投資については、現状把握を継続する。

(7) 投資助言・代理業者

投資助言・代理業者については、これまでの検査結果を踏まえ、顧客に誤解

を生じさせる広告手法を用いていないか、虚偽の説明による勧誘を行っていないか等引き続き検証を行う。

(8) 第二種金融商品取引業者、適格機関投資家等特例業務届出者

第二種金融商品取引業者（含む貸付型ファンドの販売業者）及び適格機関投資家等特例業務届出者については、高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の実在性等に着目したモニタリングや、投資者等から寄せられた情報の分析等を通じたリスクベースの検証を行う。

(9) その他の証券モニタリング対象先

登録金融機関、信用格付業者、証券金融会社、自主規制機関等については、各業態の特性を踏まえたリスクベースでのモニタリングを行う。

(10) 無登録業者

無登録業者による投資者被害の拡大を防止するため、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を含めた情報発信を強化するほか、金融庁関連部局、各財務局等、捜査当局及び消費者庁等との連携を積極的に進めていく。

なお、第一種金融商品取引業者が行う高速取引行為関連の業務については、誤発注又は異常動作等の防止を図るための注文管理態勢及びシステム管理態勢等受託業務における内部管理態勢の整備状況のほか、取引所・私設取引システム（PTS）・ダークプールといった複数の市場をまたぐ注文執行、売買管理等についても検証を行う。

また、金融商品取引法の改正により制度・規制が整備された暗号資産デリバティブや電子記録移転権利、商品先物等に係る業務については、金融庁関連部局等と連携しながら情報分析を進め、各業態のリスク特性に応じた検証を行う。

4. 関係機関との連携

証券監視委と各財務局等は、それぞれが持つ機能を最大限発揮していくために、オフサイト及びオンサイト・モニタリング双方の計画策定から、直接の意思疎通による情報共有等も含めて緊密に連携していくとともに、必要に応じて合同検査も実施する。証券監視委は、例えば複数の財務局等にまたがる事案が発生した場合には、情報の集約・共有、モニタリング手法の検討を行う等、指導・調整機能を発揮していく。こうした各財務局等の活動を支えるために、証券監視委は、必要な研修等にも注力してい

く。

また、自主規制機関とは引き続き緊密に連携し、タイムリーな情報共有により、検知した内容やその時々の問題意識を随時共有することで、モニタリングを効果的・効率的に進めながら、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図っていく。

5. モニタリング結果の情報発信・その他の取組

モニタリングを通じて把握した問題点や究明した根本原因等については、必要に応じて、金融庁関連部局と連携して金融商品取引業者等に対してフィードバックを行い、これらの監査関係者及び社外取締役に対しても、検査結果を講評時等において共有する等により、改善に向けた自主的な取組みを促す。

また、証券監視委の問題意識等が対外的にも的確に伝わるよう、「証券モニタリング概要・事例集」等により、具体的で分かりやすい情報発信に努めていく。